

平成 27 年 3 月 吉日

再生債権者 各位

全国小売酒販組合中央会  
会長 松田 武  
代理人弁護士 上田 裕康

## 民事再生手続の経過に関するご報告

謹 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当会の民事再生手続へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。おかげさまで、当会の本業は順調に継続できております。さて、この度は、民事再生手続の経過に関し、以下、簡単ではございますが、報告させていただきます。

### ① 監督委員による否認権行使

裁判所から選任された監督委員が、全国酒販協同組合連合会及び全国酒販生活協同組合を被告として、否認権訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが（※過去の中央会からの財産移転行為の効果を否定し、金員の返還を求める訴訟です。）、今般、裁判所は監督委員の請求を全部棄却する旨の判決をしました。監督委員は、この判決を不服として平成 27 年 1 月 29 日付で控訴しましたので、今後は東京高等裁判所において審理が進められる予定です。

### ② その他資産回収

元役員に対する損害賠償請求については、損害賠償査定や訴訟を提起し、一定の回収を実現した元役員も存在しますが、現在も、元役員の一部を相手方として訴訟を行っております。また、海外資産の回収の可否については、現時点で具体的な目途が立っておりません。

### ③ 今後の見込み等

以上の次第で、全ての資産等の回収の終了までにはなお一定の時間を要する見込みであり、回収額の見込みも不明ですので、追加弁済の可否及び時期は未定です。

上記資産等の回収状況及び追加弁済の可否については追ってご連絡させていただきますので、引き続きのご支援をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。ご不明な点やご住所の変更等があった場合には、末尾記載の再生室までお電話ください。

謹 白

**【お問い合わせ先】** 全国小売酒販組合中央会再生室

住所：〒530-0005

大阪市北区中之島 2 - 3 - 18 中之島フェスティバルタワー27 階

弁護士法人大江橋法律事務所内全国小売酒販組合中央会再生室

**専用ダイヤル：06-6205-9047**

**FAX:06-6205-9074**

(受付時間：平日午前 10 時～12 時、午後 1 時～5 時)